

**問題 1**

【正解】 1

【解説】 支配人の義務に関して知識を確認する中レベルの問題である。会社法 12 条 1 項 3 号を参照。

**問題 2**

【正解】 2

【解説】 株式会社の設立に関して理解を確認する基本的な問題である。会社法 88 条 1 項を参照。

**問題 3**

【正解】 2

【解説】 基準日に関して知識を確認する中レベルの問題である。会社法 124 条 4 項を参照。

**問題 4**

【正解】 1

【解説】 株式の共有に関して最高裁判例の知識を確認する中レベルの問題である。最判平成 9・1・28 判時 1599 号 139 頁を参照。

**問題 5**

【正解】 1

【解説】 募集株式の発行等に関して知識を確認する中レベルの問題である。会社法 209 条 1 項 2 号を参照。

**問題 6**

【正解】 1

【解説】 新株発行の無効の訴えに関して理解を確認する発展的な問題である。会社法 839 条を参照。

**問題 7**

【正解】 2

【解説】 新株予約権の内容に関して理解を確認する中レベルの問題である。会社法 911 条 3 項 12 号ハを参照。

**問題 8**

【正解】 1

【解説】 株主総会における取締役の説明義務に関して理解を確認する中レベルの問題である。会社法 314 条を参照。

**問題 9**

【正解】 1

【解説】 株主総会の書面決議に関して知識を確認する中レベルの問題である。会社法 319 条 1 項を参照。

**問題 10**

【正解】 2

【解説】 株主総会の権限が取締役会の設置の有無によって変化することの理解を確認する中レベルの問題である。会社法 295 条 1・2 項を参照。

**問題 11**

【正解】 1

【解説】 取締役を選任する株主総会の決議の要件に関して知識を確認する中レベルの問題である。会社法 341 条を参照。

**問題 12**

【正解】 2

【解説】 取締役の利益相反取引・競業取引に関して知識を確認する発展的な問題である。会社法 423 条 2 項を参照。

**問題 13**

【正解】 2

【解説】 指名委員会等設置会社における各委員会の権限について理解を確認する中レベルの問題である。会社法 404 条 3 項を参照。

**問題 14**

【正解】 1

【解説】 株式会社における配当規制に関して知識を確認する中レベルの問題である。会社法 458 条を参照。

**問題 15**

【正解】 2

【解説】 組織再編行為のうち、吸収合併における権利義務の承継に関して知識を確認する中レベルの問題である。会社法 750 条 1 項を参照。

### 問題 16

【正解】 4

【解説】株式会社の設立時の定款の記載事項について知識を確認する発展的な問題である。

- ア. 正しい。会社法 27 条 4 号。
- イ. 誤り。最判昭和 61・9・11 判時 1215 号 125 頁。
- ウ. 正しい。会社法 28 条 4 号かっこ書。
- エ. 正しい。会社法 37 条 1 項。
- オ. 誤り。

### 問題 17

【正解】 5

【解説】株式会社の設立時の株式の発行について知識と理解を確認する発展的な問題である。

- ア. 正しい。会社法 25 条 2 項。
- イ. 正しい。会社法 32 条 1 項 1 号。
- ウ. 誤り。募集設立では払込取扱銀行等の保管証明責任が規定されているが（会社法 64 条）、発起設立ではそのような規定はない（会社法 34 条参照）。
- エ. 正しい。会社法 52 条の 2 第 1 項 1 号。
- オ. 誤り。会社成立時に株主となる（会社法 102 条 2 項）。

### 問題 18

【正解】 2

【解説】株式に関して知識と理解を確認する発展的な問題である。

- 1. 正しい。会社法 130 条参照。
- 2. 誤り。会社法 132 条 1 項 3 号に照らすと、株式会社が名義書換請求を拒絶することは不当拒絶に当たするため、最判昭和 41・7・28 民集 20 卷 6 号 1251 頁に照らすと、自己株式の処分を受けた者は会社に対して自己の地位を主張できると考えられる。
- 3. 正しい。前掲・最判昭和 41・7・28 を参照。
- 4. 正しい。前掲・最判昭和 41・7・28 を参照。
- 5. 正しい。最判昭和 47・11・8 民集 26 卷 9 号 1489 頁を参照。

### 問題 19

【正解】 3

【解説】株式に関する知識を確認する中レベルの問題である。

- 1. 正しい。会社法 115 条。
- 2. 正しい。会社法 108 条 1 項 8 号。
- 3. 誤り。会社法 186 条 1 項 1 号かっこ書を参照。
- 4. 正しい。会社法 166 条 1 項ただし書。
- 5. 正しい。最判平成 2・12・4 民集 44 卷 9 号 1165 頁。

## 問題 20

【正解】 1

【解説】 新株発行の無効事由について判例の知識を確認する中レベルの問題である。

- ア. 正しい。最判平成 5・12・16 民集 47 卷 10 号 5423 頁。
- イ. 正しい。最判平成 9・1・28 民集 51 卷 1 号 71 頁。
- ウ. 誤り。最判昭和 46・7・16 判時 641 号 97 頁を参照。
- エ. 誤り。最判平成 6・7・14 判時 1512 号 178 頁を参照。
- オ. 誤り。最判昭和 36・3・31 民集 15 卷 3 号 645 頁を参照。

## 問題 21

【正解】 2

【解説】 新株予約権に関して条文の知識を確認する発展的な問題である。

- 1. 誤り。会社法 245 条 1 項 1 号を参照。
- 2. 正しい。会社法 287 条。
- 3. 誤り。会社法 236 条 1 項 3 号を参照。
- 4. 誤り。会社法 236 条 1 項 6 号を参照。
- 5. 誤り。会社法 254 条 2 項を参照。

## 問題 22

【正解】 5

【解説】 株主総会の決議事項について理解を確認する発展的な問題である。

- 1. 特別決議事項である。会社法 309 条 2 項 11 号, 27 条 2 号, 466 条。
- 2. 特別決議事項である。会社法 180 条 2 項, 309 条 2 項 4 号。
- 3. 特別決議事項である。会社法 199 条 2 項, 309 条 2 項 5 号。
- 4. 特別決議事項である。会社法 467 条 1 項 1 号, 309 条 2 項 11 号。
- 5. 普通決議事項である。会社法 448 条 1 項と 309 条 2 項各号を参照。

## 問題 23

【正解】 4

【解説】 株主総会決議の効力を争う訴訟について知識と理解を確認する発展的な問題である。

- ア. 誤り。起算日につき会社法 831 条 1 項柱書を参照。
- イ. 誤り。決議内容が定款に違反する場合は取消事由にあたる。会社法 830 条 2 項, 831 条 1 項 2 号を参照。
- ウ. 正しい。会社法 839 条第 1 かつこ書, 834 条 17 号。
- エ. 正しい。最判昭和 51・12・24 民集 30 卷 11 号 1076 頁。
- オ. 誤り。裁量棄却ができるのは決議取消訴訟においてのみである。831 条 2 項, 830 条 2 項を参照。

**問題 24**

【正解】 1

【解説】 監査役についての知識を確認する発展的な問題である。

1. 正しい。会社法 343 条 3 項・1 項。
2. 誤り。「過半数」ではなく「半数以上」。会社法 335 条 3 項を参照。
3. 誤り。会社法 335 条 2 項を参照。
4. 誤り。監査役の任期は短縮することはできない。会社法 336 条を参照。
5. 誤り。監査役の解任は、株主総会の特別決議によってなされる。会社法 339 条 1 項・343 条 4 項・309 条 2 項 7 号。

**問題 25**

【正解】 3

【解説】 株式会社の機関設計についての知識を確認する中レベルの問題である。

- ア. 正しい。会社法 327 条 1 項 1 号。
- イ. 誤り。
- ウ. 正しい。会社法 327 条 1 項 2 号。
- エ. 誤り。
- オ. 正しい。会社法 327 条 1 項 3 号。